

仕 様 書

1. 件名

令和8年度京成上野駅内におけるデジタルサイネージでの映像等の掲出委託

2. 目的

京成上野駅内のデジタルサイネージで、東京観光情報センター京成上野の認知度向上を図る映像等を掲出する。

3. 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4. 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）の指定する場所

5. 委託内容

（1）財団の提供する映像等を京成上野駅コンコース階のデジタルサイネージにて掲出し、維持管理すること。

ア 広告掲出期間は以下のとおりとする。

掲出期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日

イ デジタルサイネージへの掲出は、24面1枠（15秒）で行うこと。

ウ デジタルサイネージにおいて掲出する際のすべての業務（広告枠の確保や関係者との調整等）及び費用は、委託費に含まれるものとする。

エ 適切に掲出されているか確認するため、定期的（月1回以上）に現地に赴き確認を行うこと。なお、現地に赴く際は、事前に財団並びに広告所有者等関連の施設に対しても了承を得ること。また、確認後の報告は、財団に提出すること。

オ 掲出に際して異常等があった場合は、速やかに財団へ報告し、適切な処置を講じること。

カ 緊急時においても、直ちに設置場所へ赴き対応できるよう、関連施設等との連絡体制を含め、体制を整えること。なお、体制については、財団へ報告し、了承を得ること。

（2）デジタルサイネージの映像等は、履行期間中に変更を行う場合がある（最大1回程度）。この変更設定に係る経費についても委託費に含めること。なお、変更用の映像等は財団が提供する。

6. 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、財団の承諾を得た事項についてはこの限りでない。

7. 秘密の保持

受託者は、6. により財団が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

6. により財団が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

8. 著作権等の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」*1 第 14 に定めるところによる。

*1 https://www.tcvb.or.jp/jp/denshijoho_tokkishiyosho_20260130.docx

9. 委託事項・関係法令の遵守

本委託契約の履行に当たっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

10. 個人情報の保護等

(1) 「東京観光財団個人情報取扱要領」*2 を踏まえ、「個人情報に関する特記仕様書」*3 に定められた事項を遵守すること。

また、本委託業務の遂行にあたり 6. により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が本委託業務における個人情報を扱う場合は、「個人情報に関する特記仕様書」を遵守させること。

*2 https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_yoryo_20250401.pdf

*3 https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_tokkishiyosho_20260130.docx

(2) 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」*4 及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」(前述*1)に定められた事項を遵守すること。

*4 https://www.tcvb.or.jp/jp/security_houshin.pdf

また、6. により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても同様に遵守させること。再委託させる事業者は以下のいずれかを取得している事業者（あるいは今後取得予定である事業者）であることが望ましい。

ア 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証

イ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証

(3) 電子情報処理業務を行うに当たり、以下の取扱いに留意すること。

ア 当財団職員を含め、本委託業務の遂行にあたる関係者の氏名/メールアドレス など

イ 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IP アドレスや cookie など）も上記アと同システムに格納されている場合においては、同様に留意すること。

11. 支払方法

支払いについては、契約金額の範囲内において財団が四半期毎の履行と執行額の確認後、受託者からの請求に基づいて支払うものとする。

1 2. その他

- (1) 財団は必要に応じて本委託契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (2) 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、財団と事前に協議すること。
- (3) 本仕様書に定める委託内容の最終的な履行に当たっては財団と協議のもと進めること。
- (4) 本契約の履行に関して、駅内での作業においては、駅管理者や広告所有者の指示に従うこと。
- (5) 駅施設の工事等により掲出状況に影響が出る場合においては、速やかに財団と協議を行うこと。
- (6) 本委託契約は、令和8年度東京都予算が東京都議会において委託契約前に可決・成立し、令和8年度財団収支予算が令和8年3月31日までに財団評議員会で承認された場合において、令和8年4月1日に確定するものとする。

1 3. 問合せ先

公益財団法人東京観光財団 総務部デジタルズインフォメーション課
TEL: 03-5579-2675